

『男女西洋服裁縫獨案内』明治時代の洋裁書

教授（日本服装史担当）佐藤 泰子

明治維新政府は、西洋近代文明の波を浴び、軍服・官吏服に洋装を採用した。次いで、文明開化の名のもとに、都市の平民男子の間にも、髷を落とし舶来品を身につける開化風俗の潮流がみられた。このような時相を経て、明治16年（1883）11月28日、欧米風の社交界を目指す鹿鳴館が開設された。それは、憲法発布（明22）と国会設立（明23）に先駆けて、開港以来の不平等条約の是正のために講じられた国策に基づくものであったから、その殿堂に集う男女の服飾には、必然的に洋式の盛装が望まれた。翌17年（1884）には、宮内官に大礼服が定められ（文官は明5制定）、また同年、華族令の制定に伴い公侯伯子男の各々に爵位服が整えられ、19年（1886）には、皇族大臣以下の高官夫人に大礼服（manteau de cour）・中礼服（robe décolletée）・小礼服（robe mi-décolletée）・通常礼服（robe montante）の別が示されて、“西洋服装随意に相用うべし”と布告されるに至って、鹿鳴館の夜会を彩る女性たちの“西洋ファッション（流行）”に美の競演さえ報じられた（明19 天長節大夜会記事）。これらは、言わば、欧化主義政策の所産に相違ないが、同時代、その利点に活動性と経済性を掲げて洋化を提唱する種々の改良運動が沸き起こった。そのなかで、結髪を西洋上げ巻・英吉利結などの束髪に改める運動（結髪改良）と並んで女子服を洋装に改める動き（衣服改良）が注視される。その動勢は、女子師範学校生の制服や昭憲皇后の思召書（明20.1.17伝達）、また白木屋・三越の洋装部創設および西洋人裁縫師の招請などうかがい知られる。

さて、ここに採り上げる『男女西洋服裁縫獨案内』（593.3-D）は、こうした背景のもとに刊行され

た洋裁書のうちの一冊である。明治20年（1887）、大阪の駿々堂より出版された本書は、大家松之助が編輯し、米国裁縫師リノトー・フへの校正に成るが、両氏に関する詳細は明らかでない。その外観は、16.5×11.5センチ、62頁の銅版刷り小冊子である。

この書の刊行の意図は、二図の口絵に読みとることができる。すなわち、一図は、大型蒸気船の船先に漂う小舟、それぞれに洋装の男と和装の男を対峙させたもので、“開化に乗おくれて文明界に行けんぞ速に洋服に改良シネ”との問いかけに答えて“題目の良書を買って我等も妻に学ばせるから……”とあることから、この書は、書名が示すように独習指導書であるが、専門の仕立職人のみを対象としたものでないことが知られる。他の一図には、5人の男女が裁縫をする光景の中に、種々の用具とその用法を描く（図1）。

本文は、8項目より構成される。

第1の総論には、“西洋服は……其身に能く添ひ



図1 裁縫の光景（用具と用法）

て胸の處 少し張り衿と胸にて締るを良縫とす故に縫方に縮張する處甚多し”と、まず、“日本服”との仕立上の相違を述べ、男女服のデザインについては、“男服は……折衿に小形大形鉾先角丸火形又一重鈕釦二重鈕釦或は詰衿等種々ありて……官制服則を除くの外は自由たるべきなり”“女服は最も飾り甚だ多し西洋各國にても女服の容飾は無制限なりと云へり”といい、“(本書は)初學の人のために著すものなれば最も易きを主とし通常の物を多く出し務めて裁縫の速かなるものを専らとす……漸次熟讀して習ふべし”と結んでいる。第2の裁縫器具種類及び用法定則の条には、“器械は総て常に注意して時々破損傷を査正して用ゆへし”と示した上で、裁臺・裁刀・刻縫器械・鋏・尺・度・定規木・白墨・篋・鉗鉗・火入鉗鉗・海綿・霧水吹・當て切れの各々を略説する。このうち前三者は、“素人は無くとも事足る”と記す。第3の鍼縫名稱并に法方の条には、纏縫・掛継ぎ・通常縫・割継・待針・縮張縫・節縫・片引刺・押縫・環係縫の10種を略説する。第4の洋服に用ゆる織布の種類并に用處の条では、冬・春秋・夏の表地と裏地について記す。第5の裁法定則の条には各々採寸をして体格に合わせること、採寸は直立の姿勢で行い、衿回り・胸回り・腹回り・肩幅・曲腕・惣行丈・手首・股下・太股・足首等を測り上衣丈は“本人に相談すべし”とある。第6には男子直立図に採寸箇所を示す。以上の6項目は、

西洋服の裁縫に先立つ基本事項の解説である。それらは総計10頁を占めるに過ぎないが、用に即した多様な内容は、この途に未習熟な当時にあつて意味深い紙面といえよう。

本篇に相当する第7・第8では、各服種別の裁断法と縫製法を解く。すなわち、第7の縫方の条には、上衣(13工程・図2参照)・短胸服(5工程)・袴(4工程)に図解22頁を費し、“○小児服○女服とも大概順次は(上衣と)同し物と知るへし”と記す。そして、最後の第8は裁物定則と題して裁断上の要点1頁を添えてマンテル・背廣・ジャケット・短胸服・袴・小児マンテル・小児袴・マント・通常禮服の上衣・通常禮服の短胸服・外套・女服・小児女服・支那國通常上衣の各々の裁断図と仕立上り図を主とする28頁の図解頁を所収する(図3)。

記述上の特色は、第8の裁断に関する一節に一例を求めると、“平なる裁臺の上に用ゆべき織布を置いて白墨を以て形状を描き充分寸法の宜敷得て鋏刀にて裁放すべし○毛織物は逆毛にならざる様注意すべし”などとみるように、総じて、細やかにして明確である。西洋の裁縫師を校正に起用した本書は、この点においても、洋服推奨の時世に刊行された実践教育のための好書であつたといえよう。そこには明治20年(1887)という時代性ととも、日本の洋裁発達史の初期のようすが推し測られるのである。

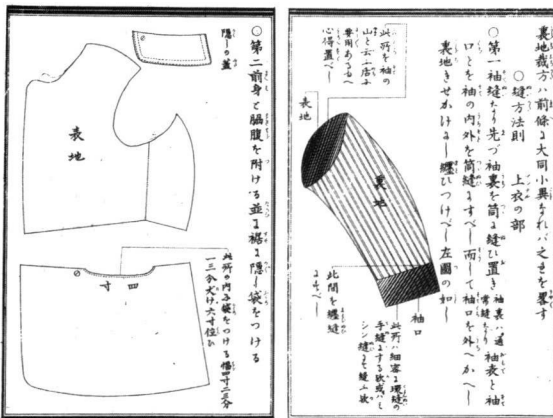


図2 上衣の縫方(第1、第2の工程)



図3 女服上衣(右)・小児女服(左)の図